

第170回電波利用懇話会

「第5世代移動通信システム等の 高周波領域における電波防護指針」

ご 案 内

一般社団法人電波産業会

携帯電話端末等の無線機器に関する技術の進展に伴い、2020年にサービス実現が予定されている第5世代移動通信システム（5G）をはじめ、6GHzを超える周波数帯を利用する無線機器が人体に近接して使用されることが想定されています。

電波の人体への影響については、人体に影響を及ぼさない電波の強さの指針値等を「電波防護指針」として定め、その指針値の一部を電波法令による規制として、またARIBの標準規格として導入することにより、電波利用の安全性が確保されています。しかし、6GHzを超える周波数帯については、人体から10cm以内で使用する携帯電話端末等の無線機器が発射する電波から人体を防護するための局所吸収指針値が規定されていませんでした。

そのため、昨年、情報通信審議会において電波防護指針改定のための審議が進められ、2018年9月に一部答申されるとともに、6GHz以上の周波数帯における携帯電話端末等の電力密度による評価方法についても審議が進められ、同年12月に一部答申がされたところです。

一般社団法人電波産業会(ARIB)では、電波防護指針の改定等を受け、規格会議作業班において関連の標準規格について検討を進め、2019年7月RCR STD-38（電波防護）の改定を行いました。また、ARIB STD-T56（携帯型無線端末の比吸収率測定法）についても改定を予定しています。

今回の電波利用懇話会では、総務省総合通信基盤局電波部 電波環境課 渡邊課長補佐には、電波利用の安全性に関する制度や調査研究等の取組とともに、今般策定された5Gに対する指針値についてご講演いただき、ARIB規格会議第38作業班（電波防護）清木副主任には、作業班で検討されている6GHz以上の周波数における携帯型無線端末の電力密度測定法についてご講演いただきます。

会員の皆様には、是非ともご参加下さいますようにご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 : 2019年11月8日(金) 午後2時から4時まで
- 2 場 所 : 一般社団法人電波産業会 会議室
東京都千代田区霞が関一丁目4番1号 日土地ビル11階
- 3 題 名 : 第5世代移動通信システム等の高周波領域における電波防護指針
- 4 講 師 : 総務省総合通信基盤局電波部 電波環境課 課長補佐 渡邊 修宏 様
一般社団法人電波産業会規格会議第38作業班 副主任 清木 嘉裕 様
(シャープ株式会社)
- 5 参 加 者 : 70名程度(定員になり次第締め切らせていただきます。)
- 6 申 込 先 : 当会ホームページの講演会等開催案内よりお申込ください。
(<https://www.arib.or.jp/osirase/seminar/index.html>)
- 7 参 加 費 : ARIB正会員、賛助会員は無料、非会員は5,000円
- 8 問 合 せ 先 : 企画国際部 電波利用懇話会事務局 小田島 まで
TEL: 03-5510-8592 E-mail: arib-seminar2019@arib.or.jp

以上